

令和3年度第6回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年12月17日（金）午前10時から12時まで
場 所	静岡県庁別館7階第二会議室A
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）14名  今泉文寿、岡田令子、岡村 聖※、岸本年郎、小泉 透※、  斎藤貴江子、立蔵洋介、中村雅子※、坂東英代、東 恵子、  森下祐一（副会長） 横田久里子※  吉崎真司（会長）  ※印は、WEBでの参加者</p> <p>○事業者等  株式会社ブルーキャピタルマネジメント  神奈川調査設計株式会社  一般財団法人日本気象協会</p> <p>○事務局（県側出席者）  くらし・環境部環境局長、生活環境課長 他</p>
会議内容	審 議「(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業 環境影響 評価方法書」について
配布資料	<p>○令和3年度第6回静岡県環境影響評価審査会 次第</p> <p>○出席者名簿（審査会委員、事業者等・事務局）</p> <p>○座席表</p> <p>○審議資料</p> <p>【資料1】環境影響評価手続について</p> <p>【資料2】(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業に 係る環境影響評価方法書について</p> <p>【資料3】審査会委員の意見等に対する事業者の見解</p> <p>【資料4-1】伊東市長の意見書に対する事業者の見解</p> <p>【資料4-2】伊豆市長の意見書に対する事業者の見解</p> <p>【資料4-3】伊豆の国市長の意見書に対する事業者の見解</p> <p>【資料5-1】庁内連絡会議委員の意見等に対する事業の見解</p> <p>【資料5-2】庁内連絡会議委員の再意見等に対する事業の見解</p> <p>【資料6-1】意見概要書（住民意見等に対する事業者の見解）</p> <p>【資料6-2】意見概要書掲載の意見(要約)</p> <p>○参考資料  環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要</p> <p>○補足資料</p>

	事業実施区域図(切土、盛土、伐採範囲) サイトAの現況 変電所の現況 方法書第4章の正誤表
--	--

## 1 開 会

### (1) 環境局長挨拶

#### (局長)

本日6回目になるわけでございます。4月から7月にかけて5回、集中的にですね、審査をしていただきまして、約5カ月ぶりの開催となりますけれども、本日の審議会におきましては、次第にありますとおり、(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業に係るですね、環境影響評価の方法書について、御審議をいただきます。

本事業につきましては、県の条例改正を、平成31年3月に、太陽光発電施設を環境影響評価の対象に追加する改正をして以降、第2種事業としては初めて実施する方法書の審査になります。また、この事業実施区域が、伊豆市にある既存のゴルフ場を活用しているというような特徴のある事業と考えております。

本事業につきましては、今日配布をしております、お手元の資料「意見概要書」にもありますとおり、地元の住民の皆様から、不安や懸念の声を大変多くいただいているところでございます。また、事業実施区域周辺の市からも、生活環境、自然環境、あるいは景観への影響というような観点から、様々な御意見をいただいているところでございます。

本事業につきましては、今後、本日を含めて2回、審査を予定しておりますけれども、委員の皆様におかれましては、各御専門の見地から、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、誠に申し訳ございませんが、別の会議が重なっております途中で退席をさせていただきますことをあらかじめお詫びを申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

### (2) 会議の成立条件の確認

#### (事務局)

続きまして、本日の会議の成立要件を確認させていただきます。お手元の資料の次のページの「委員表」を御覧ください。本日は、Webを含めまして13名の委員のうち、現在11名に御出席をいただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数の出席と、本日の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。なお、〇〇委員と〇〇委員は途中からの御出席となります。

## 2 審議

#### (事務局)

それでは、次第「2 審議」に移ります。本日は、伊豆市上白岩と伊東市鎌田を事業実施想定区域としております「(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価方法書」について御審議いただきます。

議事の進行につきましては、静岡県環境影響評価審査会 会長にお願いいたします。

## (会長)

今日は、方法書について審議を今日と次回とで行って頂くわけですが、今日扱わせていただく(仮称)伊豆スカイラインカントリークラブの事業は、第2種事業の審査ということで、開発地域、事業地域も2カ所に大きく分かれておりますし、静岡県にとっては重要な伊豆半島の自然豊かな場所での開発ということもございますし、それからゴルフ場からの転用ということで、全くゼロからの地形改変ということでもありません。そういったことを総合的に考慮しながら、慎重に方法書の審査を進めて参りたいと思いますので、どうぞ御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

## (1) 環境影響評価手続について (資料1) 事務局説明

### (会長)

それでは、まずはじめに事務局の方からこの環境影響評価の手続について説明をお願いいたします。

### (事務局)

それでは事務局より御説明をいたします。お手元の「資料1 環境影響評価方法書の手続について」を御用意ください。

まずはじめに、スライドの1ページ「環境影響評価とは」を御覧ください。

本件事業のアセス手続上の位置付けですが、環境アセスは法に基づく手続と条例に基づく手続がありますが、本件事業は、事業規模が敷地面積36.86haの太陽光発電事業であることから、条例アセスの第2種事業に該当します。このことから、令和元年の12月に県条例に基づく第2種事業の届出書が提出され、県は静岡県環境影響評価技術指針で規定されている第2種事業の判定基準に基づき、アセス手続の要否を判断いたしました。

次のスライド「第2種事業の判定結果」を御覧ください。

ここに示しましたとおり、本件事業は技術指針で示す第2種事業の判定基準のうち、生物の生息場と景観への影響が懸念されることから、アセス手続が必要との判断をいたしました。

1つ目の「野生生物の重要な生息地、生育地への影響」につきましては、事業実施区域を含む地域には、希少動植物として静岡県レッドデータブックに掲載されている、ミゾゴイ、ハイタカ、オカダトカゲなどが確認されていることと、事業実施区域からの排水先となる河川には希少な動植物が生育・生息している可能性があり、また、漁業権の対象であるアユなども生息していることを挙げ、太陽光発電所の建設やパネル等の人工構造物の存在及び反射光などによる環境の変化はこれら動植物の生息・生育環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると判断いたしました。

2つ目の「景観への影響」につきましては、事業実施区域に近接する富士箱根伊豆国立公園は、火山活動等により形成されていた複雑な環境などからなる景観の保全を目的とし

て指定されていること、また、事業実施区域は伊豆の国市の葛城山及び城山から国立公園を眺望した際に視認されることから、太陽光発電所が国立公園の景観に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると判断いたしました。なお、この第2種判定の結果に対しましては、事業者からの行政不服審査法に基づく審査請求手続が行われ、生物の生息場につきましては、判断の理由の根拠が不十分であり、県の判断は不当であるが、景観については不当とまでは言えないと判断され、県のアセス手続が必要とする判定が容認されたことから、現在手続が進められております。

次のスライド「アセス手続の流れ」を御覧ください。本件事業は第2種事業の判定を受けまして、現在、方法書の手続段階になります。方法書以降の手続につきましては、ここにお示しのとおりで、皆様も御承知のところかと思っておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

次のスライド「方法書とは」を御覧ください。ここに手続で行われることを示しておりますが、今年8月に事業者から方法書が提出されまして、現時点までに方法書手続に必要な方法書の縦覧や、意見の公募、住民説明会、事業実施区域及びその周辺の伊東市、伊豆市、伊豆の国市への意見照会を終えております。いただいた意見につきましては、資料4と資料6に示させていただきます。

次のスライド「技術指針に規定する環境要素」を御覧ください。

本件事業は条例アセスの対象となりますので、経済産業省の発電所アセス省令を参考としつつ、技術指針を基本にアセス項目の選定を行うこととなります。

最後に「後のスケジュール」を御覧ください。

本日1回目の審査会の後、1月中旬に2回目の審査会を予定しており、2回の審査会で答申をいただく予定となっております。審査会の答申を踏まえまして、意見概要書の提出から90日後となる2月上旬に知事意見をまとめる予定です。

手続の説明は以上になります。

#### (会長)

ありがとうございます。それでは、今の手続についての説明ですけれども、確認と御質問が委員の中からあれば御発言をお願いします。

特によろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

#### (会長)

それでは、まず、本日審議する事業についてですけれども、お手元に資料が届いているかと思えます。事前に各委員から方法書の内容についての御意見を文書で提出していただ

いておりまして、その御意見に対する事業者の見解等について、本日用意いただいております。それから、事業実施区域とその周辺の伊東市、伊豆市、伊豆の国市の市長意見、それから県庁内の関係各課や住民からの意見、これに対しても今日、事業者の見解を示していただくことになっております。

それから、方法書の内容等について、事業者から御説明をいただくのは本日が初めてとなりますので、審議に当たりまして、まずは事業者から事業の概要や各委員からの御意見に対する見解についての補足説明をいただいた上で、具体的な審議に入りたいと思います。

### **(3) 事業概要・方法書作成の考え方等について（資料2）事業者の説明**

#### **(会長)**

それでは、時間も限られておりますので、早速事業者から事業概要と方法書作成の考え方について説明をお願いいたします。

およそ20分ぐらいでよろしく願いたします。

#### **(事業者)**

本日は年末のお忙しいところ、時間をいただきまして誠にありがとうございます。これより、(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業に関わる環境影響評価方法書の概要について御説明させていただきます。

まず最初に、事業計画を私が説明し、それ以降については、アセス業務を委託している日本気象協会とともに説明をさせていただきますのでよろしく願いたします。

それでは、お手元の資料の「(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業に関わる環境影響評価方法書について」という資料を御用意いただけますでしょうか。

まず、こちら左下の番号6のこちらのページを御覧いただければと思います。本事業は太陽光発電所を設置する事業となります。最大出力は40MWで対象事業実施区域の面積は36.86haになります。本事業は、固定価格買取制度「FIT法」に従い、経済産業省の認可を受け、東京電力に発電した電気を送る計画となっております。事業スケジュールといたしましては、令和4年12月に工事を開始し、運転開始は令和6年1月を予定しております。

本事業は、伊豆市にある伊豆スカイラインカントリークラブのゴルフ場、全18ホールのうち9ホールに太陽光発電所を設置する計画としております。なお、本事業はサイトAとBに分かれておりまして、お手元の資料の10ページをお開きいただけますでしょうか。伊豆スカイライン、サイトAとBに分かれておりまして、サイトAが伊東市鎌田の方にある土地、こちらが元々、経済産業省の設備認定を取得しておりますので、こちらの土地で取得していることから、FIT法のルールにおいてサイトAの土地にも設備を設置する必要がございます。そこで、サイトAには15枚のパネルの設置を予定しております。ゴルフ場をサイトBといたします。また、本事業は東京電力エナジーパーク側に発電した電力

を送電する計画となっておりますので、左下に変電所とありますが、こちらに変電所を設置いたします。サイトAから変電所の部分を特別高圧の電力自営線、サイトBから変電所までを低圧の電力自営線を設置して電気を繋げます。自営線の設置方法について、埋設及び架空という点につきましては、今後の行政協議にもよりますが、基本的には埋設で進める計画と考えております。

次に7ページをお開きいただければと思います。対象事業実施区域の設備の配置計画になります。主な発電所となるサイトB、ゴルフ場には、ソーラーパネルを黄色カ所の範囲に設置いたします。基本的に黄色カ所の造成は最小限に抑え、伐採のみとし、このように各流域ごとに、十分な調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制したいと考えております。

お配りした資料の一番下のところにあるかと思いますが、これは航空写真にそれぞれ造成の切土、盛土、伐採範囲を示させていただきました。

土地の造成を行う場面は主に調整池になります。面積といたしましては、切土の面積が13,700m<sup>2</sup>、盛土の面積は4,270m<sup>2</sup>です。切土の高さはA調整池が5.5m、B調整池が7.9m、C調整池が7.5m、盛土はA調整池が5m、B調整池が0.4m、C調整池は2.4mとなっております。

今回の方法書において、住民意見として災害への懸念の意見が多かったこともありまして、防災及び管理上の都合で場内に管理道路を設けることを現在検討しておりますが、現在の確定計画としては調整池部分の造成になります。

また、方法書21ページにもお示ししましたが、また、今回のこの資料にもお示ししておりますとおり、ゴルフ場のコースとコースの間のピンク色の部分については伐採を考えております。伐根についての御質問もいただいておりますが、現状ではパネルの杭にあたる部分は伐根する計画としております。

次に、先ほど見ていただきました10ページの道路の輸送ルートでございます。主な資材の輸送ルートは伊豆スカイラインを通す計画としております。工事用車両は下の道を通す計画にもなっておりますが、基本的に大型車両等は伊豆スカイラインを使用いたします。

少し見えにくいですが、紫色の線が自営線になります。

### **(事業者)**

同じ資料で12ページの関係地域の範囲の図を御覧ください。関係地域につきましては、工事中、供用時中などの環境要素の影響が想定される影響範囲をもとに、環境省資料でございます「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」に記載がございます、景観の調査範囲の取りまとめの結果をもとに、約2000mを基本として設定をいたしました。

引き続き、21 ページを御覧ください。こちらは表になってございますが、項目の選定結果でございます。選定項目は記載のとおりでございます。環境影響評価の項目の選定にあたりましては、先ほど説明もありましたとおり、静岡県環境影響評価技術指針や発電所アセス省令で解説された「発電所に係る環境影響評価の手引き」などの内容を勘案し、事業特性や地域の特性を考慮して評価の項目を選定いたしました。また、こちらの手引きには太陽光発電事業により影響が想定される参考項目が示されておりますので、そちらも併せて勘案して項目の選定を行ってございます。

また、先ほど申し上げました環境省の資料「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」などを参考にしまして、調査の範囲などの設定を行いまして、当該検討結果はこちらの全国の色々な事例、過去に実施された太陽光発電事業に係る環境影響評価の事例を踏まえて設定をしているところもでございます。

その結果、大気質、騒音、振動、水の濁り、土地の安定性、それから反射光、動植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、景観や産業廃棄物及び残土などについて、項目、影響の要因の区分ごとに選定をして参りました。

また、太陽光発電事業の手引きで影響が想定されている項目については、選定・不選定の理由を方法書に記載させていただいております。

続きまして、22 ページ以降に、環境影響評価の項目の選定、調査・予測、評価の手法の概要を記載させていただいております。

まず、大気環境については、28 ページに大気質の調査地点として掲載させていただいております。こちらにつきましては、当該事業区域内で発生が見込まれる建設機械の稼働などで、粉じんがあつたりとか騒音・振動の影響があるであろうというふうに見込まれる周辺の民家、それから工事関係車両の走行を見込んでいる沿道への影響を踏まえて、沿道の地点、それから一般と書いていますが、一般環境の地点を調査地点として、そちらの地点で予測評価を行っていく計画にしております。

これは大気環境でございますが、騒音、振動に係る調査地点は、34 ページの方に選定しております。騒音、振動に関しても、周辺で民家が近い地点で測定が可能であろうという地点と、あと沿道の地点に関しては、工事関係車両の通行が見込まれる場所、かつ、色々な場所から入ってきますので、それができるだけ集まって集約されている所の地点として選定をしております。以上が大気環境についてでございます。

続きまして、水環境でございます。38 ページに記載しております地点で水環境による調査を予定しております。水環境につきましては、事業区域からの雨水等の流れ込みが想定されるポイントや周辺環境の把握ができるポイントということで、いま2 地点を選定し調査、予測、評価を行う予定としてございます。



続きまして土地の安定性でございます。41 ページを御覧ください。土地の安定性につきましては、切土、盛土を計画してございます。こちらで示すブルーのハッチングが掛けている場所を中心にボーリング調査を行う地点として選定をしてございます。

続きまして、動植物・生態系でございます。こちらは47、48 ページのあたりに記載してございます。動植物・生態系の調査につきましては、主に対象事業実施区域周辺に概ね300m のバッファーと言いますか距離をとって、その範囲で調査を実施していこうというふうに計画してございます。

その下の48 ページのところは希少猛禽類の調査ということで、さらに広い範囲で希少鳥類の調査を行っていくというふうに予定してございます。

続いて、景観でございます。景観につきましては52 ページでございます。冒頭に調査範囲として、関係地域の範囲として2000m程度と御説明しましたが、景観につきましては、先ほど、事務局の方からも御説明がありましたとおり、最初の判定の中で城山や葛城山からの景観が懸念されるといった御意見を踏まえた上で、さらに広い範囲でですね、景観の調査地点というものを設けさせていただいております。

産業廃棄物や残土については54 ページに書いていますが、ここは改めて調査ということとは予定しておりませんが、事業計画をもとに予測、評価を行っていくというふうに計画してございます。

簡単ですが、調査、予測、評価の概要の説明とさせていただきます。

調査、予測、評価の手法は、一般的な事業の内容と本事業の内容の相違を把握した上で、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて、アセス省令や静岡県環境影響評価技術指針、それから環境アセスの発電所に係る環境影響評価の手引きや専門家の意見等を踏まえて、選定、検討してまいったものでございます。評価につきましては回避、低減の評価及び基準との整合性をもとに評価の実施を、事業者自ら行ってまいりたいと考えております。

以上でこちらの事業の資料の説明を終了させていただきます。

#### **(4) 事業者の説明に対する確認の質疑**

##### **(会長)**

ありがとうございました。今、事業者の方から説明をいただきました。本日は、委員の皆様からの意見に対する具体的な見解や詳細については、この後にもう1回時間をとりませんが、まずは事業計画について皆さんの方から確認しておきたいこと、質問等があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。もしくは事業の概要そのもの、方法書の中で疑問点、確認しておきたいことなど。

はい、お願いします。

**(委員)**

工事概要等を説明いただき、ありがとうございました。現地調査を行ったところ、見事なゴルフ場の景観で、改変するのは非常にもったいないと思いついて見せていただきました。このゴルフ場において、見事に成長している樹木を伐採していく計画を示されていますが、伐採した樹木をどう処理されるのか伺いたしたいと思います。

**(事業者)**

伐採した樹木については、基本的にチップにして場内散布、または調整池の排水の所で、濾材として使用したいと思っております。

**(委員)**

建設の資材に使ったり、大半は搬出するということですか。

**(事業者)**

基本的には場内で処理したいと考えております。

**(会長)**

他にございませんか。はい、お願いします。

**(委員)**

サイトAの方なんですけれども、ここでFIT認定を取得されたということで、発電所の機能としては非常に低く、これがなければいけないという状況はわかっているんですけど、ここは伐採等をほとんど伴わないということによろしいですか。

**(事業者)**

基本的にサイトAは伐採等はせずつにしたいと思っております。

**(会長)**

私の方からいくつか質問ですけど、最初に方法書を読ませていただいた時に、項目の選定をするしないという辺りで齟齬があったり、いくつかイメージミスが散見されたので、以後そういうことがないように是非、お願いしたいというのが一つ目です。

**(事業者)**

はい、かしこまりました。申し訳ございません。

**(会長)**

それから、本件は静岡県環境影響評価条例に従って、我々の方は色々な議論をさせていただくので、是非、県の条例に記載されている名称、順番で通していただくようお願いをしたいと思います。

**(事業者)**

承知いたしました。

**(会長)**

それから、内容ですけれども、先ほどのお話しで、パネルを運ぶ時に伊豆スカイラインをお使いになるとおっしゃったんですか。パネル以外や工事車両も伊豆スカイラインを使うのですか。

**(事業者)**

すべて、工事車両は伊豆スカイラインを使いまして、従業員ですとか工事の作業員の通行につきましては、少し下の道も使わせていただければと思います。

**(会長)**

基本的には、伊豆スカイラインが主たる資材・機材の搬出・搬入になると。

**(事業者)**

はい。

**(会長)**

それから、場外への土砂の持ち出しは、先ほどのお話を聞くと、基本的にないと思ってよろしいですか。

**(事業者)**

今回、方法書に出した計画ですと、現時点で38,000m<sup>3</sup>の残土が出るような計画になっておりますが、これは現在調整しておりまして、準備書までにはそのバランスを取った計画としていきたいと考えております。

**(会長)**

それから、最後にもう1点ですけれども、ゴルフ場の半分というか、片方を太陽光発電施設にするということですが、残った所は、今までと同じようにゴルフ場としての営業をされるという理解でよろしいですか。

**(事業者)**

はい。今も半分はオープンしておりまして、ゴルフ場として継続するという形で弊社も考えております。

#### (会長)

はい。わかりました。他に委員の皆さんから確認はございますか。  
特にないようでしたら、これまでにさせていただきます。

### (5) 審査委員からの意見に対する事業者の見解(資料3)について事業者の説明

#### (会長)

引き続き、皆さんのお手元に資料3から資料6があるかと思えます。住民意見、関係市長からの御意見もたくさんあって、すべての見解を一つ一ついただく時間もありませんので、要点を絞って説明をお願いしたいと思えます。

#### (事業者)

本日は、審査会委員の皆様にお集まりいただいておりますので、審査会委員からの意見に対する事業者の見解、資料3について主に説明をさせていただきたいと考えております。また、少し説明の際に先ほどサイトAのお話しもありましたので、資料の御説明をさせていただきますが、先ほど航空写真と重ねてた図がございました。この後ろにサイトA及び変電所の少し詳細な資料を今回添付させていただきましたので、それも合わせて御確認いただければと思います。

まず、資料3について御説明させていただきます。

まず、抜粋して説明をさせていただきますが、意見番号12について、東京電力に接続した鉄塔の位置が分からないという御意見をいただきました。配布資料3の別紙4でお示しをさせていただきましたが、電力の鉄塔に接続する設備を置く場所ですので、変電所の北西側に鉄塔がございました。

次に、意見番号11、19、18について、防災調整池の容量の設定根拠、排水方法、放流河川についての御質問をいただきました。調整池の計算は静岡県開発行為等の手引き第4版技術基準に基づき、容量計算の降雨強度として東部50年確率短時間降雨強度104mm/hを使用しております。調整池の配置根拠といたしまして、少し資料が飛ぶんですけれども、資料4の2の後ろにですね、今回の河川の流れの図面が添付されております。こちらですね、調整池の配置根拠として現状で自然に水が流れていく場所が3カ所ございますので、この場所に調整池を設置することで、事業地内の水は一端調整池を経由して、50年に一度の豪雨時においても通常受け得る降雨に対する量まで流量を絞った上で河川に流すことができる計画としております。また、調整池から水が放流される沢につきましては、今回お示しさせていただきましたが、3つの調整池とも無名沢をまずは流れまして、その後、AとBの調整池につきましては、普通河川を通じまして大見西川に流れます。C調整池の

場合は、無名川のあと間の沢川を通り大見西川に流れ、3つの調整池の水がすべて、その後大見川、そして狩野川に流れていくような状況になります。現在の無名沢の状況は、特に構造物もないような状況となっております。

次に、意見番号23につきましても、水の濁り防止策及び近年の集中豪雨への対応についての御意見をいただきました。現在の調整池は降雨強度104mm/hを使用する予定です。令和元年の台風19号では、静岡市の葵区で約40mm/hを観測しております。時間当たりの降水量だけで比較すると、十分な余裕があると考えております。また、水の濁りにつきましても、調整池に沈砂池機能を設けることを考えております。

同じ意見番号について、法面の植栽について御意見をいただきました。法面としては今は安定しているんですけども、表面は種子吹き付け等を行うことで、地表面の風化防止を図りたいと考えております。またその際の種子吹き付けですが、種子は今後検討してまいります。御意見をいただきましたとおり在来種を選定したいと考えております。

また、意見番号15について、サイトAと変電所は連系線に対する環境影響を確認すべきとの御意見をいただきました。改変の程度や事業特性を踏まえ、植物の植生などへの影響について予測、評価を行うことといたします。

意見番号19について、残土量の御意見をいただきました。こちら、先ほどもお答えさせていただきましたが、場内で処理できるように今後計画を検討してまいります。

#### **(事業者)**

続きまして、意見番号45についてでございます。土地の改変を行う場合には、地下水の変化を選定すべきという意見をいただいておりますが、伊豆スカイラインコントリクラブは昭和42年10月に開業しており、現時点で54年間、大規模な改変は行われてございません。また、本事業においてはトンネル掘削などの大規模改変はございませんし、先行して実施したボーリング調査結果から検討したところ、地下水位よりも下部への改変を行うことはございません。また、土地の用途は変わってしまうんですけども、地下水の元となる降水の地下浸透についても、大きく変化するわけではございませんので、現在のところ、地下水の変化を選定することは考えていない状況でございます。

今度は意見番号66番についてでございます。調整池A、調整池Bから続く沢は現地視察では地表水が認められたことから、ミゾゴイの繁殖について適した環境が存在する可能性があるということですので、ミゾゴイの調査も追加してほしいという御意見をいただきました。ミゾゴイの調査につきましては、鳥類の夜間調査において実施したいというふうに考えてございます。

続きまして、意見番号 69 番、景観についてでございます。景観の調査期間について、四季を通じた複数点でのフォトモンタージュを作成をすべきという御指摘をいただいております。季節により見え方が異なるということは十分承知しているところですが、その影響を評価するにあたりましては、事業が景観に与えるインパクトが最も大きいと考えられる落葉期で十分と考えてはいるんですけれども、その変化がわかるような調査の方法をちょっと検討して実施していければというふうに考えてございます。

続きまして、その下の意見番号 71 番です。こちらは反射光について御意見をいただきました。反射光に関する調査地域を 2000m とした際に踏まえた反射光の特性について説明をしてほしいという御意見をいただいております。ちょっと先ほども私の方から説明した部分と重複する部分もございますが、環境省の資料でございます「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（案）」によりますと、太陽光パネルからの反射光については、このように記載がございまして、「わが国における日射の状況と一般的な事業用太陽光発電施設の設置形態を踏まえると、通常多くの時間帯においての太陽位置では反射光はそのまま上空に向かいます。しかし、周辺の建物、施設等の状況はパネルの設置の仕方によっては季節・時間帯により近接する建物や施設等に一時的に反射光が射す場合がある」とありまして、影響は一時的という風にも考えられるかなど。かつ、具体的な太陽の動き、太陽は地球の自転に伴いまして 1 時間に 15 度を移動することを踏まえた場合には、2,000m 離れた地点では、仮に鏡のように反射光が反射した場合、最も反射光の移動が少ない太陽光に垂直な面を仮定しましても、2 キロ離れますと、太陽光の軸は 1 時間に約 520m 程度、1 分に換算すると 9m 程度移動するというので、非常に速く移動するというような状況が計算で求められます。そのため、2 キロ離れた場合はですね、反射光の影響は非常に、実際のところは一時的になると考えられるので、反射光の特性を踏まえて、2 キロで十分だろうと。もう少し補足すると、先ほどの環境省の「太陽光発電に対する現地調査の実態調査」を踏まえても、2 キロ程度の距離で実施していくという事例がやはり多いというところで、そちらの 2 キロということをご前提にさせていただきます。

### **（事業者）**

時間が限られておりますので、以上が審査会委員様の意見に対する事業者の見解を説明させていただきました。最後に、時間が限られておりますので、庁内関係各課、住民意見、市長意見について、多かった意見の見解を 3 点抜粋し、お話をさせていただきます。

まず、災害への不安の声を多くいただきました。本事業においてお示しできるものは今後お示しし、防災計画も検討を重ねてまいります。また、本事業は近隣でお困りの方がたくさんいらっしゃいますので、ご安心いただけるよう本手続以外の管理体制や何かあった際の出勤体制等は行政とも相談をしていきたいと考えております。

また、今回審査会委員の見解の後ろに別紙5として配布させていただいたんですけれども、井戸水についての御意見も多くいただきました。黄色の箇所にも2カ所、現在、事業地の周辺に井戸水がございます。南西側の井戸が近隣別荘地で使用する井戸になります。資料3の別紙5になります。こちらの南西側の井戸が近隣別荘地で使用されている井戸になります。生活水として今、使用していらっしゃるんですけど、濁りまたは水量の減少への不安な意見がありました。こちらは個人情報等もありまして、自主調査として調査を実施いたします。工事前、工事中、**供用時**に飲料水基準が設定されている51項目の水質調査を現在考えております。水量についてはどのような調査ができるかというところで、今、検討している段階になります。今後、近隣の別荘地の方々とも調整をしてみたいと考えています。

最後に、住民との合意形成が必要であるとの御意見も多くいただきました。まだ他法令の協議をしている最中ですので、計画が最終確定ではないことから、今現時点において住民の方に具体的にお示しできないことや、説明会の度に少しずつ計画を検討しているなかで、計画を変更しているというところで、不信感が多いことは感じております。少しでも早く事業計画を固めていきまして、詳細な御説明、設計内容の開示ができるように努めてまいりたいと思います。今後も引き続き説明会等、住民の皆様の御理解を得られるように進めてまいります。

事業概要については以上になります。方法書の図書だけでわかりにくい箇所があると思いますので、本日は御質問・御意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

## **(7) 審議**

### **(会長)**

はい、ありがとうございました。市長さんからの意見や、それ以外の意見がたくさん出ております。これから具体的な、審議に入りたいと思います。

それでまずは、先ほどの資料3ですね、それぞれ委員の皆さんから意見が出てきて、それに対する見解が今、示されましたので、これに対して各委員の方から、具体的に質問や御確認があれば是非、御発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どなたからでも結構ですので。〇〇委員、お願いします。

### **(委員)**

資料3の6番と7番についてなんですけれど、サイトAに関してです。6番の回答で「サイトAの土地に15枚のパネルを設置する」というふうに記載されているんですけど、7番では、質問に対して、行わない理由として「断念しました」と書いてあります。サイトAは実際にはどういうふうな扱いになるのですか。

**(事業者)**

わかりにくくて申し訳ございませんでした。一番最後についている航空写真の資料の2ページ目にサイトAの資料がございます。少しわかりにくいのですが、今回、サイトAの所につきましましては、元々、大きく広い土地で約60ha以上の土地が弊社で今、所有している状況で、そこがいま山で、林地開発を起こした上での造成等があるような発電所の計画を当初していたんですけれども、なかなか開発等が難しいという状況になりましたので、伊東市鎌田においての大規模な太陽光発電所の事業につきましましては断念したという内容になります。

**(委員)**

土地が分散していて、一つの市ではないという理解でよろしいのですか。結局、サイトAに関しては、特に土地の改変とかしないで15枚のパネルは、結局設置はされるわけですね。

**(事業者)**

はい。認定上のルールとしまして、当初そこで認定を取っているものですから、その土地では何かしらの設備を設置しなければいけないというルールがございます、そのルールに伴って、そこには15枚のパネルを伐採をせずに設置したいと考えております。

**(委員)**

それ以上、また許可とかが出るようならば15枚ではないという理解でよろしいんですか。それとも15枚で確定なんですか。

**(事業者)**

今現状は、今回、送電線も長いので、15枚のパネルは最低限、設置しないと電気が繋げないと言うふうには考えているんですが、もう少し詳細設計を詰めまして、難しい場合は、再度何枚にするのかは検討してしたいと考えています。

**(委員)**

はい。わかりました。

**(会長)**

ほかにごございますか。はい、お願いします。

**(副会長)**

31番の「土地の安定性」です。ここに書いてあるように、「土壌環境」と「地形・地質」欄の「黒ボクとローム」とされているということなので、出典のとおり記載していただい



ているようです。一般論としては、時代の違う黒ボクとロームが両方ともあってもおかしくはないと思うんですが、現地を見ればその辺の状況はわかると思うんですね。現在、出典だけで書かれているんですけども、この現地調査というのはいつ頃行うのでしょうか。

**(事業者)**

こちらは資料調査として、文献調査としてここに記載させていただいているので、このような体裁になってございます。現地調査自体はこの方法書の手続とオーバーラップしながらこの冬ないしその先に調査を行う予定としてございます。

**(副会長)**

わかりました。それと 34 番の指摘に対する事業者見解では、地質図を次の機会には掲載をすると、記載内容を変更して、この辺は安山岩溶岩にしたいということで、それは了解しました。

次に 56 番ですね。これも土地の安定性についてですけども、調整池 A の中ではボーリングは予定されていないということが方法書には記載されていましたが、別紙の 6 で、8 番というボーリングが記載されています。これは方法書以降、追加されたということでよろしいんですね。

**(事業者)**

はい、そのとおりです。

**(副会長)**

それで、この表現ですね、「を実施しています」というのは、いま既に行っているということなのか、どうなんですか。それと、併せてボーリング長は何メートルなのかということ併せてお尋ねします。

**(事業者)**

御質問にお答えします。ボーリング調査は 8 カ所すべて完了しております。それと深度につきまして御回答いたします。硬い基礎基盤となる所は、5 m 確認することを基礎条件として実施しておりますので、場所によって深さは全部違います。

**(副会長)**

分かりました。ちなみに 5 m から何 m になりますか。

**(事業者・気象協会)**

深度ですか。

**(副会長)**

はい。

**(事業者・気象協会)**

一番深い所ですと、31mが一番深い所になります。

**(副会長)**

わかりました。これは、コアボーリングですか。

**(事業者・気象協会)**

そうです。

**(会長)**

他に、いかがでしょうか。はい、お願いします。

**(委員)**

動物に関することなんですが、60番とか62番のところですか。まず60番のところですが、冬季の調査をしていただきたいという意見を出したんですけど、お答えとして、「冬季は土中などで、冬眠をしているため調査は難しいので実施をしない」ということなのですが、冬季には生息場所を変えるからこそ、どのような所に変温動物というか、爬虫類、両生類などが移っているかという調査をしていただきたいということで、どのような種が分布しているかという調査をするためには、動きが活発な春や夏に調査をするのがいいと思うんですが、移動して土の中にいるからこそ、調査をしていただきたいという意味だったんですけども、そのようなことはどうお考えでしょうか。

**(事業者・気象協会)**

はい。変温動物ということで、両生類、爬虫類ということですが、元々こういったアセスの中では、そこまでの調査を実施しないのが通常ではないかと思っております。実際に調査をするにあたっては、かなり土地を掘らないといけなかったり、という状況もありますので、そこまでのことはしたくないというところがございます。あと、春夏秋、活動が活発な時期での種類の確認を行った上で、それらの種類については、多くは生態的な特徴というのは、把握されているところがございますので、そういった中で、冬季こういったところで生息する可能性はあるといったところでの予測・評価をさせていただければと思います。

**(委員)**

今おっしゃったようなことを書いていただきたいです。

あともう一つ、環境DNAのことを62番で伺ったんですが、ちょっとそのお答えがよく分からなかったのですが、「水路、水溜まりで採水できる場所を確認次第」というのが分からなかったので、もう少し詳しく教えていただけますか。

#### **（事業者・気象協会）**

基本的に流れのある所という意味ですね、環境DNAを実施するものなのかなと思っております。河川と溜池等という考えはあると思うんですけども、今回のこの場所では、ゴルフ場の中といった所で、そこから流れ出る所というのは、この事業でも調整池を作りますけども、ゴルフ場においても下流端というのはそういった調整池ができていますので、それ以外の所での確認となると、そういった道路上にある轍にできる水たまりであるとか、そういったものになってしまうのかなということを書いたところで

#### **（委員）**

あと1つ、環境DNAを行う種の選定はどのようにされるのですか。

#### **（事業者・気象協会）**

今のところ、ここで考えられるのは、頻繁に活動する時期であり見られないような種というところを確認したいと思っておりますので、なかなかわかりにくいのはサンショウウオとか、あと哺乳類でいいますと、ちょっとここにいるかどうかわかりませんが、カワネズミであるとか、そういった種になるかと想定しております。

#### **（委員）**

ありがとうございます。

#### **（会長）**

はい。ありがとうございます。今の御発言ですが、「アセスで通常やらないからやりたくない」というのは、たぶん「なし」だと思います。そのために基礎的項目として調査をしていただいて、文献や資料の中で貴重種のリストとか、そういったものを挙げていただいているので、そういうものを適確に調査するのに必要な時期、タイミング、頻度を記述していただいて、それが方法書に記載されるというのが大前提だと思います。資料や文献を見た時に見当たらないものをあえて調査することはアセスでは望んでいないと思うのですが、少なくとも抽出された貴重種を確認する適期というものがあるのであれば、それは通常冬に行われていなくても、やはりそれを確認するために冬調査をすることが重要だと思うので、是非そのような考え方で進めていただけるといいかなと思いました。

#### **（事業者・気象協会）**

わかりました。ありがとうございます。そのようにします。

**(会長)**

はい。どうぞ。

**(委員)**

今のお話に関連して、例えば資料3の55番の委員意見などでも調査時期についての言及があったり、それから資料6-1の意見概要書の中でも動物についての色々な部分で、回数を増やすことを含め、より幅広いことをやっていただきたいという要望があったりします。もちろんやればやるほどデータが出てくるというのは間違いのない中で、どこまでやるかというのは、信頼できるデータが出てくる調査ができるかどうかということと関連する。出来上がってきた調査報告を見た人間に納得していただくことが必要なので、今、会長がおっしゃっていただいたことと重複しますけれども、その部分については、非常に、強く留意していただきたい。

あとは、保全すべき対象をいったい何にするのかという、ただ網羅的にリストを挙げるだけではなくて、何が保全されるべき対象なのかというのを考えた上で、先ほどもおっしゃいましたが、その生態に関連して必要であればその保全策のために、今回の計画以降のですね、方法書の中でやる調査だけではなくて、それを守っていくためにはどうすればいいのかみたいな調査をすることまで念頭に置いて頂ければよいと思います。

今回の場所は基本的には今はゴルフ場としてあって、一般的に考えると生物多様性は低いだろうということが想定されますが、その中でも当然、重要な種が見つかる可能性もあります。逆に言うと、この事業の中で、現状より生物の生息地を再度創造していくことを念頭に置いていただいて、生物多様性に配慮したと言える計画にしていただければなと期待しています。

**(会長)**

ありがとうございます。他にございますか。はい。お願いします。

**(委員)**

52番の水質汚濁の計測ポイントについてですが、「もう少し上流側で計測したらどうか」という意見をさせていただいたところ、「河川に安全に降りることができる地点が下流である」、「人為的な汚染が入る可能性が低いことから下流で十分ではないか」という御回答だったんですが、地図を見ますと、この河川は上流の方まで普通に道が通っていて、多分、アクセスは全然悪くはないのではないかと思います。あと、流域面積が広くなると、別の溪流からの水の流入があって、工事の影響が薄くなる可能性があると思うので、是非、より上流側での計測を検討していただきたいと思います。

### **（事業者）**

確かに上流側で計測できることが理想ですが、道路、この地図上では続いているんですが、降雨時に通るにはかなり危険が伴う道路です。水質調査、どのデータを使うのかと言いますと、降雨時の調査結果を予測評価に使いまして、平水時調査というのは基本的に周辺環境の把握というところで実施しております。降雨時調査を安全に実施できる地点ということを現地で確認したところ、ここぐらいが限界と判断をいたしました。

### **（委員）**

私は現地に行っていないので、危険性については何とも申し上げられないんですが、土地利用図なんかを見ますと、普通に生活の場がありそうに見えるんですけど、危険なんですね。

### **（事業者）**

次、また写真をつけさせていただきますので、御確認をお願いいたします。

### **（会長）**

確認なんですけれども、降雨時に危険を冒してまで、調査することは難しいというのは理解するんですが、降雨時の濁水をとらえるのに、降雨中に現場に行かなければ降雨時の濁水はとらえられないものなのではないでしょうか。

### **（事業者）**

予測・評価をする時にですね、手法で見ていただいたらいいんですが、降雨時の河川流量と浮遊物質濃度、これで降雨時のその河川における浮遊物質の負荷量が求まります。その負荷量に、調整池排水の負荷量を足して、調整池流量と河川流量の足し算したもので割って予測し、どのぐらい増加するのか、もしくは減少するのか、というのを予測・評価いたしますので、降雨時の流量及び浮遊物質濃度がどうしても必要なんです。

### **（会長）**

降雨時の流量は現場に行かなくても測定はできますよね。流量計をつけておけば測定はできるわけですよね。

### **（事業者）**

流量計を河川に設置いたしましても、やはりかなりの雨量がありますと、どうしても流されてしまうということがございます。

### **（会長）**

そういう検討はしていただいたんでしょうか。つまり、今は、そういう無人で河川の流量や浮遊物質量を色々な形で測定する方法はたくさんあるんじゃないかと思うのですが、そういうものを考慮して検討していただいた結果、どうしても現場へ行かざるを得ない調査方法を選ばざるを得ないと、しかし現場に行くのは危険だと。そういうふうに我々としては理解すればよろしいですか。私の経験ですと、そんなに降雨の中を無理して行かなくても、河川の流量や浮遊物質量は測れるのかなと思うんですが。そこは見解が違うわけですね。

#### **(事業者)**

どうしても河川にそういう計器を置くということになりますと、河川管理者との協議が必要になってきます。河川管理者の考えとしては、できるだけ河川にそういうものを置いて下に流されていくようなことがないようにということが、よく言われます。それでこの大見西川についてはちょっと、結局は。

#### **(会長)**

河川管理者とはそういうお話はされたということによろしいんですか。一方的にこちらが思っているということなのか、それとも実際にそういう可能性について相談をされて、その結果やっぱりそこは無理だねと、そういう計器をつけて調査をするようなことは無理だねと、そこまで無理しなくていいよと理解した、ということですか。

#### **(事業者)**

この前の案件の函南で、沼津河川土木さんとお話しをしてきました。それでやっぱり沼津河川土木の管理をしているところでは「ごめんなさい、ちょっとこれはしないでほしい」というふうに言われたものですから、申し訳ないですが、現地で自力で調査することを選びました。すみません。

#### **(会長)**

別に謝る必要はありませんが、我々としては、住民からも色々な不安が出ているので、調査は行っていただきたいと考えています。かといって危険を冒してまで調査をしてほしいと思っておりますが、今の調査の技術レベルで十分無人で捉えられるような手法があって、努力すれば可能であれば、そういう可能性まで含めて御検討頂きたいという考えなのです。

#### **(委員)**

私もそう思うのですけれど、実際、私も自然河川で、流量の観測をやっているし、土石流の流れるような河川でも普通に観測していますので、流れないように工夫すれば可能

ではないかと思えますし、あと浮遊物質についても自動採水器や濁度計というのはあるので、そういったものを設置すればどうにかなるかと思うんですが。

### (事業者)

濁度計につきまして検討してですね、濁度系の機種と J F E アドバンテックさんにちょっと相談したんで、取り付けるにはどのぐらいの水深が必要ですかということを確認したところ、「常に 20 センチは浸かっていないと使えないよ」というようなことが言われました。J F E アドバンテックさんの機械は現地に電気が必要ではない電池式の機械なんですよね。現地に電気が使えれば自動採水器等々色々考えることもできるんですけども、やはり現地に電気を供給することができない以上、やはりそういう電池式のものを検討すると。電池式のものを検討するとなると、水深がどうしても 20 c m ほしいというようなことが言われてまして。それで、どうして水深がほしいかといわれると、干からびてしまうと正しい値が出ないというふうに言われました。

あとですね、もう一つ自動採水器はどうなんだという話しなんですけれども、それも降雨時にどこを流れるかというのをあらかじめ把握しないとなかなか難しいところがございます。ほんと電気が使える所で、常設の観測小屋とかを作ってですね、そういうふうに観測できれば、それはもちろん可能ではあるんですけども、やはり電気を使わない電池式のものを検討した結果、結局は J F E アドバンテックさんのやつが一番無難ということで考えました。

あと濁度を測定すれば SS 値に変わるではないかという意見なので、これもですね、SS と濁度の関係というのをあらかじめ測っておけば、濁度を測れば、例えば SS は 1.7 くらい掛ければいいよとか、そういうふうなことが可能かもしれません。それについては、濁度がきっちり出ることが条件で、さきほど申しましたように、水深が 20 c m ぐらい確保できることというのが条件になっております。

### (会長)

はい。時間がないので、この議論はここまでにさせていただきますけれども、我々としては、是非、可能性のある調査方法でかつ十分なデータ、信頼できるデータが取れる方法があれば、それをまず検討していただいた上で、その結果、やむを得ず現場に行くことができなくてこういう調査方法を採用したということで、住民も含めて理解できるような調査方法を是非、最終的に選んで調査いただきたいと思います。最初から降雨時に安全ではないからできないと、シャットアウトされてしまうと、それ以上の検討はもうしないという意思表示にもなりますので、そういうことではない検討を、是非お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### (委員)

先ほど話をこれで打ち切ると言われたんですけど、商用電源がない所でも連続的な観測というのは検討することは十分できるかと思しますので、御検討をいただければと思います。

**(会長)**

ありがとうございます。是非、御検討をお願いいたします。

**(事業者)**

弊社の函南案件でも河川管理者さんからお断りされたところで、本当はやりたいんですけどもできなかったのもので、もしそういった何か情報があればいただければと思います。

**(会長)**

分かりました。委員の皆さんからもし情報があればお聞きしておきます。

では、お願いします。

**(委員)**

今日お示しいただいた資料で、サイトAという所に15枚のパネルを張るというお話がありました。15枚かもしれませんが、国立公園内でのパネル設置ということ、それから写真を見させていただきますと、開発しないで森林の中にパネルを設置するみたいですけど、ここでの設置方法や、国立公園内でどういう開発をするのかということを示していただきたいということが一点です。

もう1点は、変電所設置箇所、これも具体的に示されています。こちらはどうも近隣に集落もあったりするような場所に見受けられます。そういったことから、住民の皆様が、この変電所の景観とか、工事用資材の搬出・搬入が通学などに影響するというのも盛んにおっしゃるので、そういった観点からも、影響影響評価をお願いしたいと考えています。特にこの変電所の辺りを環境影響評価対象範囲として含めていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

**(会長)**

では、お願いします。

**(委員)**

今の御質問と関連するんですけど、15番で、その環境影響評価についても予測・評価して下さいというお願いに対して、植物の生育環境に係る調査は実施しますということをお返事いただいております。例えばサイトAなどは先ほど、60haの森林の一部だということでしたので、そこに人が入って構造物を設置するとすると、周辺の森への影響もあるのではないかと思います。植物だけでなく鳥類とか、他の動物類についての調査も他と同



じようにしていただきたいと思います。変電施設の部分も同じだと思いますが、いかがでしょうか。

**(事業者)**

今のところ植物といったところで計画はしておりますが、他の動物類に関しましても、その点は検討させていただければと思っております。

**(委員)**

見えないと先に判断されるのではなく、設置イメージがポンチ絵には提出されております。国立公園内ということでございますので、建設設置図をお示しいただき、景観への影響がないという判断ができる図をお示しいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**(事業者)**

景観についても検討してまいります。

**(会長)**

本体からサイトAと変電所をそれぞれ結ぶ連系線は、全部埋設になるんですか。

**(事業者)**

はい、埋設に。景観等もありますので、できれば埋設にしたいと思っています。

**(会長)**

これはすべて道路の側溝の横に。

**(事業者)**

そうです。

**(会長)**

そのときの土工は伴うんでしょうか。多少の伐採とかは伴うんですね。

**(事業者)**

伐採は伴わない。

**(会長)**

伐採は伴わないと。道路の側溝の溝を這わせて埋め込んでいくような形で、そこから少し内側の伐採とか、そういうものは一切伴わないと理解しておけばよろしいですか。

**(事業者)**

基本的に今は伐採等は伴わない形で計画しております。

**(会長)**

それでは時間も限られていますので、委員からの質疑、質問以外の県の関係各課もしくは住民から出たものに対する見解も含めて、皆さんの方から御意見なり質問なりを承りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

はい。よろしくお願いいたします。

**(委員)**

伊豆市長からの意見だと思うのですが、土地の安定性に関する安定解析については、施設が大規模だったときに限って行うという形で御回答をいただいていたと思うんですが、今年熱海で土砂災害がありました。住民の方々なんかはそういった災害に対する懸念が大きいのではないかと思います。ですので、不安を払拭して安全性を担保する上で、規模が大きくない場合であっても安定解析をやった方がいいのではないかと思います。そのあたりいかがでしょうか。

**(事業者)**

実施いたします。

**(会長)**

はい。ありがとうございます。

今、お話に出たので、ちなみにこの盛土の高さって、どのぐらいを予定されていますか。

**(事業者)**

現在の計画で、盛土の高さは最大5，6mです。

**(会長)**

わかりました。では、例えば県の林地開発の15mを超える盛土はないと。

**(事業者)**

ありません。

**(会長)**

ありがとうございます。他にございますか。

お願いします。

### (委員)

〇〇委員からの意見で私が45番に書いているところなんですけれども、事業者の見解として「土地の用途は変わりますが、地下水の元となる降水の地下浸透についても大きく変化するわけではないので」と書いてありますが、全くこれは根拠がよくわかりません。土地の用途が変わるからこそ、色々なリスクを考慮して評価をした方がいいと思いますので、是非、環境影響評価項目に地下水の変化を追加してください。

それともうひとつ、「地下水のところまで掘らない」と書いてあるのですけれど、水というのは浸透するので掘らないからやらないという考えは、ちょっとおかしいのではないかと思うので、あらゆるリスクを考慮して、環境影響評価というのをすべきだと思いますので、御検討下さい。

### (事業者)

地下水脈、地下水の変化で気になるのは流量、下で使っている井戸水に対する変化という風に把握しております。「掘らないからやらない」というのは、例えばトンネル工事をやりますと、地下水が出て来まして、周辺の地下水位を下げるという工事を行う場合があります。そういう時には、トンネルの周辺に排水溝とかを作りまして、地下水位を下げますので、それは地下水の変化が十分あると判断しますが、今回ボーリング調査をやった所で地下水は出てこなかったということは、そこまで掘っても地下水が出てくることはないと判断しておりますので、地下水の変化の項目としては取り上げませんでした。

あと、用途が変わる分の話ですけれども、先ほど言われましたように、水ですから、例えばその静岡県の林地開発…。

### (委員)

すみません。話を折るようですが、時間がありませんので。今までの回答では全く理解しませんので、また次回までに根拠を挙げて、正確な、こちらが納得するような回答を期待します。よろしく願いいたします。申し訳ございません。

### (会長)

はい。ありがとうございます。他にありますか。お願いします。

### (委員)

反射光について教えていただきたいんですけど。私の意見71番のところなんですけど、反射光の特性に関しまして、主に距離と時間の関係に関して御説明をされているのはよくわかったんですけど、反射光って、曝される時間だけの問題なのかなと思います。端的に、2km離れると反射光はどれぐらい眩しいんですか。

### (事業者)

光減衰としては、物理的な観点から言うと、減衰そのものはないという風に思っています。ただ一方で、太陽光パネルの表面からの反射というのは全方位の反射率で勘案すると10年前のパネルで約8%程度というふうに統計資料がございます。そこをもってすると、要は太陽光の中でも8%程度しか、全方位で考えた時にですね、ないというふうに考えておりますので、そういう意味では8%以下の眩しさというふうに認識しております。

**(委員)**

それは感覚の問題になるんですけど、人間が見て「あっ、まぶしい」と思うことなんですか。そう大したことはないんですか。

**(事業者)**

そうですね。おそらくなんですけれども、皆さん、どうでしょう、太陽光パネルを見た時にぎらぎら眩しいと感じて、うわっと思ったことって、あまり多分ないんじゃないでしょうか。

**(委員)**

それは直接、反射光を見ないからそうであって、反射光が来た時に眩しいと。

**(事業者)**

見たときにもそうだと思います。というのは、要は、先ほど申し上げましたように、そこでエネルギーを吸収しているので、ぎらぎら眩しいような太陽光パネルというのは、かなり効率の悪いパネルということになります。ただ、おそらく経験上もそういうようなパネルというのは、反射光が仮に見えたとしてもですね、私飛行機に乗った時に、そういうのを見た事がありますけれども、そこまでぎらぎら眩しいものというふうな認識というのは、いま感覚的な話とおっしゃったので、感覚的な形で説明するとなかったと思います。

**(委員)**

でも、飛行機は2kmではないですよ。

**(事業者)**

もちろん。ただ、先ほど申し上げたように、光の減衰というのは物理的にはないものと考えます。

**(委員)**

多分、住民の皆さんからすると、それが眩しいのかどうかというのは、時間の問題ではなくて感覚で眩しいかどうかということの評価すべきであって、時間的に1分当たり3度だけ動くから一時的だというのは、その一時的と考えるのは多分事業者さんではなくて住

民の皆さんではないのかなと思います。そのように考えると、反射光の測定、これは住民の意見にあったかと思うんですけども、なぜ調査が年1回なんですか。ここに書いてあるとおり、太陽の高度とかあると思うんですが、季節によって当然、太陽の高度というのは変わると思うので、年1回で十分だという理由はどういうところにあるんでしょうか。

#### **(事業者)**

その説明にも書いていると思うんですけども、一つは見通しがきくといったところが最大の要素となっているかと思います。眩しさ、評価の手法としましては、実際に太陽光の光、例えば、照度とかそういったところでの評価の仕方というのは、じゃあいくら照度だったらどうなのかといった評価の基準というものが現時点ではございません。そうしたときに定量的に判断ができる基準としては時間で判断をしているところがございます。年に1回というのは先ほど申し上げましたとおり、見通しがきく状況でない反射光の影響というのは出てきませんので、見通しがきく時期にしております。ただし、一方で予測に関しましては、春分、秋分、夏至、冬至を勘案した予測を行って、さらに見える状況の中で評価を行っていくと。そういうような考えのもとで設定してございます。

#### **(委員)**

太陽が高い方がいいのですか、低い方がいいのですか。

#### **(事業者)**

低い方がおそらく建物とかの影響がきいてくると思いますので、太陽高度の低い冬至の時期、それから地域性もございますが、必ずしも冬至の時期が最大とは言い切れない部分があるかもしれませんが、一般的な傾向としては冬至の時期だと思っております。

#### **(委員)**

わかりました。何にしても住民の皆さんが安心できるような調査をしていただきたいと思います。

#### **(事業者)**

そうですね。理解しつつできたらと思っております。ありがとうございます。

#### **(副会長)**

関連なんですけども、反射光の問題は景観にも関係してくると思うのですが、今回の場合、太陽電池モジュールは単結晶シリコンと記載されているんですけど、色々な製品によって反射とか見え方の違いというのはあるのか、どの程度の幅があるのかということをお聞きしたいのですが。

**(事業者)**

そうですね、反射フレアと専門用語で言っていますが、基本的にはほとんど製品の違いはないです。単結晶シリコンであれば同じような反射になります。

**(副会長)**

色もそうですか。

**(事業者)**

そうですね。色も濃紺というか、非常に反射がないような色になっています。要するに感覚的な問題からすると、深みのある濃紺みたいな感じで、キラキラキラキラということにはならないです。私、ちょっと釧路空港に一昨日行ったんですけども、ちょうど着陸の時にですね、やはり太陽光パネル、あそこですとユーラスエナジーさんの30メガという非常に大きな太陽光のパネルを見たんですけども、着陸ですから、かなり低いですね、多分500m以下、300mぐらいの位置で見たんですけど、上から見ますから、どちらかといえば一番反射が見やすい角度ということですけど、ほとんど全然キラキラ見えません。暗いですね。非常にちょっと閉じこもったようなグレーの色が見えたということです。感覚的には、実際にそういう体験になります。

**(会長)**

はい、ありがとうございます。はい、お願いします。

**(委員)**

資料3の27番の〇〇委員からの御意見に対して、事業者からの見解で「検討いたしません」ということなんですけれども、こういったものは、いつまでにしっかりとしたお答えをもらえるのかというのを明確にさせていただけたら嬉しいです。お願いします。

**(会長)**

CO<sub>2</sub>の吸収についての検討をいつまでにするかという御質問でよろしいですか。

**(委員)**

そうですね。森林伐採によって、大気中への二酸化炭素の放出量というのは、現在の地球温暖化にかなり寄与していますので、こういった伐採によってどういったことが検討されているのか。元々この事業自体が二酸化炭素排出量を抑えるための自然光によるエネルギー開発ということだと思ってしまうんですけど、そのあたりのところのお答えをしっかりといただけたらなと考えております。

**(会長)**

よろしいですか。

**(事業者)**

できれば準備書において、そういった数値等を細かく記載した上で、提示させていただきたいと考えております。

**(会長)**

〇〇委員、聞こえましたでしょうか。

**(委員)**

すみません、よく聞こえなかったんですけれども。

**(事業者)**

申し訳ございません、準備書の段階でお示しをさせていただければと思っております。

**(委員)**

はい、わかりました。よろしく願いいたします。

**(会長)**

今は地球環境のこともあって、CO<sub>2</sub>の排出量、いろいろなところで懸念されているので。今回、真ん中の所を全部切ってしまうわけですね。樹木の密度、高さ、容量からおそらく推定は可能だと思います。是非よろしく願いします。

**(事業者)**

はい。かしこまりました。

**(会長)**

他にございますか。

**(委員)**

資料6-1に市民の方からの意見があるのですけれども、モリアオガエルの記載が、みどころ3件あって、関心を持たれている方がいるんだというのがわかります。41ページの番号184が一つ、それから42ページの番号191が一つ、50ページの番号212に一つあります。これがですね、事業者の見解が統一できてないですね。バラバラのことを書いています。それぞれに、モリアオガエルというのが別荘地の井戸にいます、ということで、それを気を付けてほしいということが、文面は違うんですが書かれてあって、見解としては、184については「現在の調査範囲で問題がない」ということが書いてあって、42

ページの 191 には「モリアオガエルは確認されておられません」と書いてあるんですね。50 ページの 212 には逆にここは「専門家の意見を踏まえしっかりと調査を実施し予測・評価をするとともにその結果を踏まえた保全措置についても検討いたします」と書いてあって、ちょっとバラバラなんですね。50 ページの 212 のお答えが一番望ましいですけれども、お聞きしたいのは、まず 42 ページの「モリアオガエルは確認されておられません」の意味がちょっとよくわからないんですけれど。まだ現地調査を実施してないはずですが。この見解のバラバラさと「確認されていない」ということだけ教えていただきたいと思います。

### (事業者)

先生の御指摘とおりで、誠に申し訳ございません。実際に見つかっていないといったところはですね…。

### (委員)

検討していないのであれば、また修正していただければと思います。おそらく統一がとれてないということだけだと思います。

お願いしたいのは、アセスメントだけではなくてですね、この事業地の中で生息地の創出なんかをできる可能性があるんで、先ほど別荘地の井戸の調査を、水質をやられるとかおっしゃいましたね。ですから、住民たちの気持ちをちゃんと考えて保全することを考えるのであれば、そこを、モリアオガエルの生息地であるというふうに考えて調査をして、建設以降のビオトープ創出とかにも使えるかもしれないので、そういうアセスメントとはまた別にですね、そういう調査をしていただいて、しかも地域住民の方に「ここが新しい生息地として創出できる可能性もある」とか、そういう姿勢でやられることを期待したいと思います。よろしくお願いします。

### (会長)

ありがとうございます。

### (委員)

住民、市長からの御意見もございますが、この事業の景観に対する関心というのは極めて高いことが示されています。先ほどパネルの反射の話がありましたけれども、色につきましても、周辺環境との調和ということを考えて、建設計画を進めていただきたいという希望を持っています。特に視点場からのパネルの見え方に対しては、景観配慮のために、例えばパネル設置を遮蔽する手法等もございます。今、創造というお話がございました設置することが悪いわけではなくて、適切な景観配慮した計画づくりというものを検討していただきたいと考えております。



それから、反射ということでは、私は、今までソーラーパネルと景観との関りを多くの事業者様と検討しながら進めてまいりました。先に申しましたようなそれぞれに適した景観配慮方法をとって進めています。パネルに加えパネルのフレームが素材によって反射し際立って見えてくる、というところもございます。その点を御検討ください。

それから、今後、四季折々、シミュレーションを行っていただきたいと考えておりますが、シミュレーションを作成した際、住民説明会の前にこちらに見せていただきたいと考えております。県を通じて。今までの事業案件の中では、不適切なシミュレーションによる住民説明会が行われ、住民の皆様が混乱する事態になることがございました。改めて再度説明を行う必要が生じたので、是非、シミュレーションを作成した時点で事務局にお届けしてから、住民説明会に入っていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### **(事業者)**

準備書段階におきまして、また事業計画が固まった際に、フルモニターージュによるシミュレーションを行った時には是非、御確認いただいて御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### **(会長)**

はい。ありがとうございます。あと5分ぐらい時間があります。私の方から一ついいですか。他の案件でもそうなんですけども、自主調査というのはどういう意味ですか。ちょっと理解ができなかったので教えていただきたいのですが。

#### **(事業者)**

自主調査と申しますと、要はいわゆる環境影響評価の中で、事業計画を創設する上での調査とはまた別途の調査という意味で記載をしてございます。要は、環境影響評価の手続の考え方とは別途、住民の方に対する配慮としての調査というものがあるかというふうに考えております。それに対する調査として自主調査というような表現を使っております。

#### **(会長)**

私の理解はちょっと違う感じで書かれているのかなと感じてしまったのですが。環境影響評価自体が、事業者自らが実施するものであるという理解をしておりまして、その時点では環境影響評価、もちろん条例に従ってやっているわけですが、調査そのものは、そもそも事業主さんが自主的にお考えになって自らやられるものだと。その中であえて自主調査というふうを書く理由がよくわからなくて。というのは、他の案件の場合に、貴重な植物を見つけるのに「冬が適切だ」という御指摘をしたら、「いや、冬はやらない。けれども自主調査としてやります」と言われたんです。それってというのは、本来ですと、ア

セスの中ではやりたくないんだけど、そこまで言うなら自主的にやりますと。だけどそれはアセスの例えば準備書やそういうところには「載せません」ということですよ。おそらく先ほどの住民のお話にしても、アセスの事務上は入ってないけれども、事業者さんの御努力として、自主調査をやって「それはアセスの準備書には載せません」ということですよ。でもそれを方法書やこの審査の中で言うということは、そのものがアセスの審議の一環だと思うので、「それはアセスの事務とは関係なく準備書にも載せません」というのはちょっと理解ができなくて、自主的に調査をされるんだったらその結果も合わせて、このアセスの審議の中で御提示いただければいいのではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。ですから、地下水は項目としては取り上げませんと、だけど住民配慮としてやりますと、そう理解すればよろしいんですか。それが自主調査なんですか。

### **(事業者)**

今回の地下水につきましては、現在使用されている地下水が、我々が実際に確認したわけではないんですが、個人情報というのと、そういった情報が公になった時に、例えば今の地下水はどうかかわからないんですが、それが若干汚れていた場合にいじめがあったようなケースもあったと前に聞いたことがあります。それで今回、どちらかという、これはアセスメントをするしないの前にあそこで事業をする上で、別荘地の皆様への配慮として必ずやらなければいけないことだと思っておりますので、自主的といいますか、弊社と別荘地の方々との間での調査としてやるという形で取りたいと思っております。ただ今回、住民意見、市長意見とこの件がありましたので、今回その自主調査をするということを、一応、公にはさせていただいたんですけれども、結果を載せるというのはちょっと。

### **(会長)**

ということは、その自主的に調査をされたことについては、この審議会の中にはデータの提供はなくて、公には地下水の調査はやらなかったという、評価項目としては選択しなかったということだけが公の文書としては出るのか。

### **(事業者)**

弊社としては、どちらにしろ調査はするので、出せるのであれば出すのに問題はないのですが、そこは配慮として、やるにはやるんですが、公の項目としては選定せずに、別荘地の管理会社様に提供し、そしてそこから住民の皆様に出していただいて、というところで今回対応したいと思っております。

### **(会長)**

状況は理解しました。あとは我々審査会の中で、地下水の項目の選定が適切かどうかという判断をすればいいということですね。

**(事業者)**

はい。

**(会長)**

わかりました。それから、今回地域の中に、県のどこかの課から土砂流出防止区域に含まれているので、というような記述がどっかにあったような気がしますが、その辺は、事業者さんとしては把握されているのでしょうか。

**(事業者)**

申し訳ございません。データが一部古かったものが入っておりまして、この方法書では該当していないような形だったんですが、今、最終のものを意見を頂いて調べたところ、該当しておりましたので、そこは次の審査会に必ず出させていただきます。

**(会長)**

是非、そういうのは一番基本的なことかと思いますので、しっかり調べていただいて、もしそういう区域に入っているのであれば、それに対してどうするのかというところまでを含めて御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

他に先生方、委員の皆さんから、よろしいですかね。それでは、今日の質疑については以上とさせていただきます。

最後に私の方からは、この地域、伊豆地域、静岡県民にとってはとっても大切にしている自然環境豊かな場所の一つでありますし、国立公園に隣接している、もしくはこのAの所は国立公園にそのまま入ってたりしますので、その辺は十分に御考慮いただいて、調査方法を選択していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは本日の審議については以上とさせていただきますして、事務局の方にいったん戻したいと思えます。よろしく願いいたします。

**(事務局)**

御審議ありがとうございました。今回いただきました御意見につきましては、事務局で取りまとめ、事業者と調整のうえ、次回審査会で御報告させていただきます。

**3 報告事項・連絡事項**

**(事務局)**

次に、次第「3 報告事項」についてです。環境影響評価法施行令の改正について事務局から御報告させていただきます。

## (1) 報告事項

### (事務局)

それでは、事務局より環境影響評価法施行令の改正に関して御報告いたします。座って失礼いたします。

お手元に配布されております1枚ペーパーの参考資料、環境影響評価法施行令の一部を改正する概要ですね、こちらになりますけれども、環境省の資料になりますが、スライドの上部を御覧ください。令和3年10月31日に環境影響評価法施行令が改正され、法アセスの対象となる風力発電事業の規模要件について、アセスを必須とする第1種事業は5万キロワット以上、個別にアセスの要否を判断する第2種事業は37.5万キロワット以上に緩和されました。

国の改正の背景としましては、経済産業省と環境省が2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、今後、アセス対象事業規模との公平性の観点も踏まえまして、環境影響評価制度の対象とする風力発電事業の規模要件を見直したことによります。

スライド上部の真ん中の棒グラフのような図にありますとおり、政令改正後、7500キロワット以上、3.75万キロワット未満の事業については法アセスの対象外となります。一方で本県のアセス条例では、風力発電事業の規模要件は第1種事業は7500キロワット以上、第2種事業は1000キロワット以上としておりますので、政令改正後にアセス対象外となる事業についても条例アセスでカバーすることが可能でありますため、改正後も条例アセスの運用に支障はございません。法施行令には、アセス対象外事業について令和4年9月30日までの間の経過措置が設けられており、県としては経過措置の期間内に県内の風力発電施設の設置状況や過去のアセス手続の実績のほか、他県の条例等の改正に向けた取組状況も踏まえて、環境保全の規則として適切な環境影響評価制度となるよう規模要件の見直しの要否を含め、本県の実情に合った改正等を検討してまいります。アセス委員の皆様には、引き続き御意見をお伺いすることになりますので、その際は御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

### (事務局)

報告事項は以上となります。

## (2) 連絡事項

### (事務局)

次に事務局からの連絡事項です。3件ございます。

今回の審査会は引き続き(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業に係る方法書の審議を1月20日木曜日に開催する予定としております。改めて御連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

2点目としまして、近日中に浜松市の東名高速道路、三ヶ日ジャンクションと愛知県の三河港を結ぶ浜松湖西豊橋道路の配慮書手続が開始されることになりました。手続の進

め方など調整した上でまた御連絡いたします。なおこの配慮書に関する意見照会をやっていただきますので委員の皆様には御承知おきください。

3点目でございますが、来週12月22日水曜日に、伊豆縦貫道路、伊豆市から河津町の区間になりますが、そちらの現地調査を予定しております。参加していただける委員につきましては、22日水曜日9時45分に三島駅北口から出発いたしますので、それまでに御集合をお願いいたします。詳細につきましては配付した資料を御覧ください。

以上でございます。

#### **4 閉会 (事務局)**

それでは、令和3年度第6回静岡県環境影響評価審査会を閉会いたします。長い時間にわたりありがとうございました。

以上